

87-J-6

「融資集中機構」の経済分析

三輪芳朗

(東京大学)

1987年10月

東京大学経済学部

*このディスカッション・ペーパーは、未だ第一次稿の段階であり、純粹に討論に資することが目的である性格上、引用および著者の許可のない複写は控えられたい。

目次

| | 頁数 |
|---|----|
| I. はじめに | 1 |
| II. 問題の設定 | 4 |
| III. 「融資集中機構」の実態. その1. | 7 |
| IV. 「融資集中機構」の実態. その2. | 12 |
| V. 「癒着関係」について | 18 |
| V-1. 「癒着関係」とは何か | 19 |
| V-2. 「癒着関係」は誰の行動か、 どの様な経済主体にとって合理的な選択か | 23 |
| V-3. 「癒着関係」と「シワ寄せ」の関係について | 24 |
| V-4. 小括 | 26 |
| VI. 「中小企業の資金難」について | 26 |
| VI-1. 基本的な考え方と「借入成功の程度」 | 27 |
| VI-2. 「中小企業貸出に関する差別化の存在」 | 31 |
| VI-3. 「中小企業の長期資金の借入れ難」 | 33 |
| VI-3-1. 「長期借入金対売上高比率と短期借入金対売上高比率」 | 33 |
| VI-3-2. 「外部からの設備資金調達方法の実績と希望の対比」 | 34 |
| VI-3-3. 長期適合比率 | 36 |
| VI-4. 「金融機関、とくに都市銀行の中小企業向け貸出の不安定性」 | 39 |
| VI-5. 小括 | 41 |
| VII. 結語 | 42 |

引用文献リスト

I.はじめに

関心を喚起するために最近起こったエピソードを3つ取り上げることから始めよう。全てが筆者自らの経験であるというわけではない。

公正取引委員会からトヨタ自動車に電話で次のような問い合わせがあった。「御社は三井グループに属していますね。グループ内取引の比重は大ざっぱに言つてどれくらいのものなのでしょうか。」後になって、応対に出たトヨタ氏曰く「正直なところいささか面食らいました。調べてみるとトヨタは三井系と書いてある本が沢山あるのですね。一番大きな根拠は三井系の社長会に入っていることらしいのですが、我々日頃からそんなこと意識したことはありませんし、ましてそんな数字を出すための基になる資料を整理して持っているわけではありませんし、本当に困りました。仮に三井系であるとしたところで取引先の何処をグループ内であるとしたら良いのでしょうかね。」どの様な数字が提出されて、それがどの様に使われたかは知り得ないが、企業集団、系列内取引などのイメージの強さを改めて思い知らされるエピソードである。ちなみに、輸出に際してトヨタの自動車を一番沢山運ぶのは日本郵船である。

企業集団に関連したグループ内取引を念頭に置いた、「日本経済（市場）の閉鎖性の実態」が検討課題になった研究会の席で、大前提になっている企業集団について「実態としてその様なものが存在するのですか」と改めて尋ねたときの元財閥系商社マンの答えは「当然のことですよ。グループ全体のOB会だってあるんですよ」というものであった。グループがあること（例えば、中学校や高等学校に同窓会があること）、あるいは、その証があること（同窓会の総会が毎年開かれ、会誌が定期的に発行されていること）が重要なのではなく、グループがあることが取引の行われ方あるいはその流れに改めて取り上げるに足るような重大な影響を与えているかどうかがここでは話題になっているのである。この元商社マンの頭の中ではこの点の区別が明瞭ではなく、企業集団の影響の重大さは自明のことであり、その現れである具体的な現象を搜すことに最大の関心があるのであ

る。

三菱グループに属するとされている（「直系」に分類するのが通例である）あるメーカーの部長との気楽な雑談の際に「社長会というところでは一体何をしているのですか」と尋ねたことがある。その際の答えは「さあ、よくは解りませんが、あまり具体的な話題はでないようですし、実質的な内容はないのではないかでしょうか。それでも例えば寄付とか博覧会にどうするかとか言うことは話題になるようですね。」（＊）

（＊）もっとも、こういう意見に対しては、次のような意見がある。

「社長会の実態は、企業側では、つねに、その懇親会的役割が強調されるが、現実には、同系列企業による共同出資会社の設立や、集団内企業の救済・再建等の重要議題について、社長会はきわめて重要な役割を果しているものとみられる」（谷田庄三〔1980〕252頁）。

「企業集団」とりわけ「六大企業集団」について語られるようになってから久しい。その間、次々と新しい研究成果が発表され、その度に大きな話題になり、批判的立場からする成果も同時に新たに発表されるということの繰り返しがあった。その過程で、「企業集団」の内容あるいは役割に関して何ほどかの変化があったことはどうやら共通して認めるものの、そもそもその状態について合意がないことの当然の帰結として、変化の実態に関する共通の認識は生まれていない。「企業集団」という概念あるいは用語だけがこの過程でますます確固たる地位を獲得することになったようである。

「企業集団」と密接に関連し、その一側面を象徴する用語に、系列融資、融資系列がある。この論文の関心はこれらの用語と結び付く、融資集中機構、融資集中のメカニズム、金融の二重性、資金循環の二重性、金融的シワ寄せ機構、等の表現で語られる「現象」に向けられる。この「現象」が顕著なものであると主張されて最初に大きな関心を集めたのは昭和30年代の前半のことであるが、以来、今日に至るまで、日本経済観を構成するキーワードの一つとしての地位を保ち続けている。

また、この「現象」を念頭に置いた主張はいくつかの政策上の命題と結びつけ

て主張され、今日に至るまで、たとえば中小企業政策（とりわけ、金融に関して）の分野では極めて強い影響力を持っている。

かねてより、筆者はいくつかの点でこの「現象」を念頭においた主張に深刻あるいは素朴な疑問を抱いてきた。

例えば、次のようなものである。

1. 実態は何か、何のことを言っているのか。
2. 主張の内容は一致しているか、また、一貫しているか。
3. 「現象」の存在に関する説得的な証拠が提示されているか。
4. 誰が何のためにそのような「現象」を生み出し、維持しているのか。
5. しばしば極めて強力な機能を發揮する市場のメカニズムのことをこの主張は十分に考慮しているのか。たとえば、主張されているようなことが実現するために必要な条件が満たされているか。

これまでに発表されたすべての研究成果を参考しながら以上の疑問に答えを出そうとすることが徒労に終ることはほとんど自明のことであろう。ここで試みることは、そもそも何を根拠にしてこのような主張が生まれたかを源流にまで遡って検討し直し、上記の一連の疑問に解答を与えることである。初めに大きな注目を集めた昭和30年代前半から40年代前半までの10年程度の期間に関心を限定し、その間の主だった主張の内容を検討の対象にしようというのである。

この「現象」は「二重構造」と密接に関連するものとして主張され関心を集めたのであるが、昭和40年代の半ばになると、例えば、昭和45年度の『中小企業白書』が第2部の副題として「二重構造の変貌と多様化する中小企業問題」を掲げることに象徴されるように「二重構造」の深刻さは軽減される。従って、この「現象」の深刻さもすこしは軽減されたものと思われる。そうであるとすれば、例えば、仮に、昭和30年代においてもしばしば主張されているほどには深刻なものではなかったとすれば、今日においては、この「現象」の深刻さを前提にした政策を維持し続けることは誤りであることになる。

融資集中機構に关心が集まる契機となった研究は、後にみるように、篠原三代平〔1959、1961〕であるが、おなじ著者が後になって「私個人の感想を申すならば、わが国の中企業の諸分析のなかには、『しわ寄せ』という事実の強調に終始しているものが多いようである」（＊）と述べるに至ることは、誠に興味深いこと

である。

(*) 篠原三代平〔1976〕69頁

II.でこの論文の検討課題が詳細に提示され、III.、IV.で「融資集中機構」に関する記述の実態が検討される。V.では主張を支える論理の根幹となっている「癒着関係」が取り上げられ、実態・論拠に関する主張の内容がともに著しく説得力に欠けることをみた後で、VI.では「融資集中機構」の帰結として主張される「中小企業の資金難」を示す証拠として提出される数字の説得力について検討する。VII.では、得られた結論を要約し、関連する二つの論点について簡単に言及する。

改めて読み返してみると、この時代の文献からは、時代の熱気のようなものが感じられる。しかしながら、反面、いささか理解に苦しむ、あるいは、理解できない箇所も少なからず含まれるように思われる。以下では、文献の選択等の面で慎重を期したつもりであるが、見落したり、バランスの点で十分なものになっていない恐れがある。その様な点を含めて、御教示、御批判をいただければ有難い。

II. 問題の設定

この論文では、系列融資、融資系列などの用語と結びつく、融資集中機構、融資集中のメカニズム、金融の二重性、資金循環の二重性、金融的シワ寄せ機構などの表現で語られる「現象」に関心を向ける。以下で「融資集中機構」と記すときは、この様な一連の表現によって語られる「現象」のすべてを表すものとする。

「中小企業研究の成果の整理に係る研究」委員会によりまとめられた『日本の中小企業研究』の11章「中小企業と金融・財政・財務」と執筆した山下邦男は「中小企業金融問題の本質」と題された節の冒頭で「わが国で中小企業金融がとくに問題とされるのは、わが国経済の特色の一つである『二重構造』に根ざしている問題だからである」(*)と述べるが、以下で関心を集中するのは、どの様な意味で、どの様にして、どの程度に「根ざして」いたかという点である。従つて、企業集団、企業系列、融資系列、系列融資等の用語で呼ばれる現象はこの点

に関係のある範囲においてしか取り上げない。

山下邦男〔1985〕231頁

寺西重郎〔1974〕は「融資集中と信用割当・信用制限」と題する論文を次のような文章で始めている。

「戦後日本経済の金融的側面は、間接金融方式の下における大企業への融資集中という表現によってその主要内容を要約することができよう」(51頁)。

このように要約される見方を全面的に否定する見解はあるとしても希であろうが、反面、慎重な検討の上で十分な証拠を伴った明瞭な見方であるとして採用した文献も少ないのでないかというのがとりあえずの筆者の印象である。

主張される「融資集中機構」の意味内容が論者により同じであるとは限らないようであるし、示される証拠の意味付けにもしばしば食い違いがあるし、華々しかった論争も常に十分に噛み合ったものとはなっていなかったように思われる。

(*)

(*) この論争を振り返りながら筆者は篠原三代平が藤田敬三と小林義雄のあいだでおこなわれた「系列化論争」とそれのもつた'multiplier effect'について次のように述べているのを想起した。

'these writings suggest to us that historical development is fluid and variable, while the concepts or terms to explain it are rigid or inflexible.' Shinohara〔1968〕 pp.17

以下の議論は、「融資集中機構」に関する主張がどのような内容のものであり、どのような証拠に基づくものであるかを検討することにより、その重要性の程度を評価しようとするものである。

「融資集中機構」について検討することが、今日の日本経済について考える上で重要な意義を持ち得ることを示唆し、同時に、少なくともこの論文で検討対象とする昭和40年代前半の時期まではこれが重大な機能を果していたと主張する論者が多いことを示すために、先ず、最近時点に至るまでこれが変化していない

ことを主張する文献を紹介することから始めよう。

山下邦男〔1985〕は先に引用した展望論文で「金融の二重構造は・・・経済実態面の事情に根ざしているだけに、これも早急な是正を見込まれない。このことは、低成長に移行した後でも、基本的には変わらないものと考えられ、高成長期にはこのような矛盾は高成長に吸収されていたのだが、低成長期ではかえって深刻な形で露呈することさえ考えられる」(232頁)と述べる。また、高田博〔1980〕は「今日、二重構造的中小企業へのしわ寄せ現象が消失したように思っている人びともあるようだが、事実はそうではない」(189頁)とし、「都銀をはじめとして大企業を主要な融資先とする大銀行における『二重構造』的しわ寄せ現象はどうぶん改善されないとみたほうが現実的であろう。したがってまた中小企業金融の実態も、多かれ少なかれつづくものと思われる」(190頁)と主張する。(*)

(*) 佐藤芳雄〔1974〕は「『二重構造』の基本的メカニズムとしてあげられていた『金融の二重構造』などについては、たしかに基本的にはなんらの変化も生じていない」(9頁)と主張する。

山下邦男〔1985〕によれば「金融の二重構造を指摘したのは川口弘である」(232頁)。「金融と『二重構造』との関係の一断面」という副題をもつ川口弘〔1965〕は「『二重構造』の成立と、その長期にわたる持続との必要条件の一つとして、篠原三代平教授によって提出された『資本集中仮説』、あるいは狭義の金融に関する『融資集中仮説』は、わが国の金融が『二重構造』に対してこのような積極的働きかけを行なう側面を強調している」(138頁)とのべる。Shinohara〔1968〕は中小企業向けの融資の“cyclical instability”について最初に言及したのは沖中恒幸『金融論』(1957 評論社)であると主張する(55頁)。

「融資集中機構」の重要性について最も強力に主張しつづけたのが川口弘〔1965、他〕であることについてはさして異論はなかろう(*)。以下では川口〔1965〕を検討の足掛りとして取り上げることにしよう。

(*) 山下邦男〔1985〕は上の引用に関連する部分で「川口の主張は該博な知識と綿密な資料に裏付けられているので、示唆に富むと共に説得的であり、「理

論的にも実証的にもきわめて優れたものであるので、高く評価されている」（23頁）とのべている。

先に引用した高田博〔1980〕の唯一の参考文献は川口弘〔1979〕であるし、佐藤芳雄〔1974〕の参考文献は川口弘〔1974-b〕である。

また、たとえば、金融制度調査会中小企業金融問題特別委員会（昭和41年6月設置）の答申および関係資料を集めた「『中小企業金融制度のあり方に関する答申』および関係資料」（1968.3.大蔵省銀行局）を見ると華々しい活躍ぶりを知ることができる。とりわけ、241-278頁。

III. 「融資集中機構」の実態。 その1.

「融資集中機構というのは、大企業部門に対して集中的に資金を注入し、その結果として中小企業部門（ならびに農業部門）に対しては相対的に資金供給が制限されることになるような金融機構を指すわけであるが、その実証的検討は二つの方向から行なわれている。第一は、都市銀行を中心とした金融機関全体の融資残高の貸出構成から、いわば静態的に大企業向け貸出の構成比の高さを実証して、融資集中の程度を示そうとするものである。 . . . 第二は、より動態的に、景気循環のなかで融資集中が推進される過程を考察するものであり、 . . . 金融機関の大企業向け貸出の必要量を確保するために、金融逼迫期に中小企業向け融資の伸びが抑えられ、緩慢期にのみこの制限が緩められるという循環パターンが指摘されている」（138頁）というのが川口〔1965〕の導入部の説明である。

まず、第一の方向からの「実証的検討」からとりあげることにしよう。川口〔1965〕の関心は第二の方向からの「実証的検討」に向けられているから、ここで目を向けるのは篠原〔1961〕と川口〔1966〕である。

篠原〔1961〕で直接関連があるのは「第5章 資本集中・二重構造と高度成長」(*) の「4 融資集中の実態」の一部（109-118頁）である。ここで指摘されている事実を簡単に紹介しよう。

(*) ちなみに、現在刊行中の『篠原三代平著作集』の第II巻『日本経済の構造

と政策』に篠原〔1961〕から収録されているのはこの第5章だけである。

「設備資金の融資集中からスタート」する。昭和31年度末の実績を示す「上場会社総覧」から、設備資金の貸出残高が、諸金融機関を合算して約20億円に及ぶ会社をひき抜いて作成した表を基にして、3つの事実を指摘する。第一に、引き抜かれた57社の設備投資金額が、上場会社全体への設備資金融資の約8割を占め、国全体の設備資金融資の48.7%に及ぶ。第二に、電力、海運、鉄鋼が圧倒的な比重を占め、これらの資金は、開銀、興銀、長銀が中心となって融資される（*）。第三に、「自己資本力の大きい企業は、かりに大企業であっても、長期資本を自己資本でまかない借入にあまり依存しない」。

「設備資金の融資集中」に関する記述はこれだけである。

（*）掲げられた表を用いて計算すると、電力・ガスの10社で57社の合計額の59.4%，海運17社で18.9%である。

「運転資金を含んだ融資集中」に関しては、「銀行の融資系列の分析」が行われ、5つの事実が指摘される。第一に、資本金200万円以上の法人企業全体の借入金額に対する資本金10億円以上の大企業344社の借入金の合計額の比率は、51.1%である。第二に、各都市銀行の融資額上位10社への融資集中率は三井銀行の11.9%を筆頭として、住友、富士、三菱、第一、勧銀、三和など、すべて8-9%台である。第三に、開銀、興銀、長銀の上位10社集中率は高い。第四に、「大銀行では大商社への融資がどうしたことか、最優先に行われ、比重も高い」（115頁）。第五に、企業の側から見ると、「東京電力のような会社だと、開銀からの融資が圧倒的に多く、・・・八幡製鉄とか日立製作所となると、興銀が第1位で、主取引銀行のほか信託銀行からの融資が目立っている。三井物産とか丸紅飯田となると、それぞれ三井銀行、富士銀行がトップを占めるが、他の銀行からもかなりの融資を受けている。・・・東洋紡になると、融資をうける銀行が少いし、さらに金額も少い。自己資本力が大きい企業の典型であろう。小野田セメントの場合は都市銀行とともに地方銀行からの融資も多い。これは工場が地方に分散するためかもしれない」（118頁）。

「運転資金を含んだ融資集中はどうか」という観点からの記述はこれで終り、「こういった融資集中の結果、大企業における設備投資、在庫投資はどの程度大企業への偏りを示すだろうか」(118頁)という第二の方向からの「実証的検討」に記述の内容が移る。読者には、ここでは、とりあえず、以上の記述が如何なる意味で「実証的検討」なのかという点に想いを巡らしていただくとして(*), 川口〔1966〕に進む。

(*) 実証研究というのであれば、背景に持つ理論の論理的な厳密さの程度はさまざまであるとしても、仮説の提示が先行し、それについて「実証」するという過程を辿るものというのが常識的な理解であろう。この立場に立ってここに紹介した主張の内容を検討すると、仮説を提示する部分がどこなのかを決めることが最初に直面する難関であることになる。「的」の一文字に秘密があるのかもしれないし、「検討」は研究とは同じではないのかも知れないが、理解できない。

「融資集中機構」と題された川口〔1966〕の第六章は「1 融資集中の実態」を「日本の金融機構は、大企業部門への生産的資金の傾斜注入機構という性格をもっている上に、戦後復活強化された独占資本、特にそのうちの産業資本の強い要請による人為的低金利政策によって、いわゆる『融資集中』機能がいっそう強化されてきた」(77頁)という書き出しで始める。

第一に指摘される事実は、「資本金二〇〇万円以上の全産業法人企業中、企業数で三%に足りない資本金一億円以上の大企業が、売上高では六〇%近くを占めているが、一九五三年から六四年までの一一年間に、負債・資本を合計した資金調達純額の七二.二%を獲得した」(77頁)である(*)。

(*) 関連して、資本金1億円以上の大企業のシェアが、増資の85.5%, 社債増加の99.8%, 金融機関借入金増加の77%, とくに長期資金では85%に近いことが指摘される。さらに、「資本金一、〇〇〇万円以上を大企業に分類すれば」そのシェアが、企業数で16.9%, 売上高で76%, 資金調達純額で86.6%, 金融機関借入金増加で88.5%, 長期資金では94.2%であることが指摘されている。

第二に指摘される事実は、売上高構成比／資金調達純額構成比（負債・資本合計）が、資本金200万円未満の企業で1/5、200万円以上1000万円未満企業で1/2、1000万円以上10億円未満企業でほぼ1、10億円以上企業で1.5であることである。

第三に指摘される事実は、（資本増加+固定負債増加）／固定資産増加の値が、「資本金一、〇〇〇万円未満の下層中小企業や零細法人企業」では1を下回り、資本金1000万円以上1億円未満の「上層中小企業や下層大企業」でほぼ1になり、「資本金1億円以上の上層大企業だけが、とくに一〇億円以上の巨大企業が」（＊），1を10%前後も上回っていることである。

（＊）参照されている表は、1962年度第I四半期—1964年度第I四半期に関するものである。

第三の事実は「これは大規模企業に比べて中小企業の資金需要が小さいからではない」という文章に続いて示されており、第一、第二の事実に対する当然予想される疑問に予め答えておく意図を持つものである。

続く文章は「以上のようなわが国の大企業に対する資本集中または資金集中の中核機構は、・・・銀行を中心とする間接金融機構であった」であり、話題は「それでは銀行はなぜこのように顕著な融資集中を行なうのか」に移る。

第四の事実は「銀行による融資集中の実態」に関するものであり、大企業（資本金1000万円超）と中小企業（個人も含む）に分けてみると、金融機関貸出全体でみると1964年の61%対39%という構成比は54年の60%対40%とほとんど変化しないが、金融機関別に見ると顕著な変化がみられることである。都市銀行の大企業向け融資残高構成比は71%から81%に、地方銀行で43%から52%に上昇しており、この間、「大企業向け融資機関としての保険信託の伸びがいちじるしく、都銀・長信と一緒にした民間大企業向け金融機関の地位は搖ぎがなく、金融機関貸出残高中の中小企業向け比重の六二年までの上昇は、もっぱら相互・信金等の民間中小企業金融機関の異常な発展によるもの」（82頁）（＊）であった。

（＊）日銀『本邦経済統計』にもとづく第11表（26頁）によれば、中小企業向け貸出残高の比率は54年の40%から62年の48.6%まで一貫して上昇し、63年に急低下

する。

続いて、「この様な融資集中現象をより具体的に捉えれば、都市銀行をはじめとする各金融機関または金融機関の集団が、特定の大企業またはその集団との間に系列関係と呼ばれる特別な結合関係にあることだとみられる」と述べて、「主要な融資系列を中心に、企業の必要資金の高い割合が特定金融機関から供給されていること」(83頁)を示すことに話題が移る。

第五の事実として示されてのは、「第1部上場・・・および第2部上場・・・の大企業群について、主力銀行が融資順位の第一位を占め、かつ同系金融機関で二〇%以上の株式を保有するか、主力銀行が四〇%以上の融資比率・・・を占め、第2位以下の銀行との開きが大きいか、または伝統的に各系列に含まれるとみなされる企業を系列所属企業として、同系融資比率と主力銀行融資比率を計算した」(83頁)第4表である。

第六の事実として指摘されていることは、「主要金融系列における金融機関」が自系列大企業だけでなく他系列をも含めた上場大企業全体に貸出を振り向けており、「とくに自系列企業の比較的少ない中小金融系列になるほど、自系列への融資割合に対する全上場企業への融資割合の倍率が高い」ことである。

以上で「1 融資集中の実態」が終わり、つづく「2 融資集中成立の原因」では「なぜこのような融資集中とその結果としての金融系列が生み出されたか」という点について、最も強力な仮説を提出した」として、宮崎義一氏の「『ワンセット主義』説」とそれをめぐる論争の紹介に移るから、川口〔1966〕が「融資集中機構」と考えている事実の内容は以上で尽きているはずである。

先にみた篠原〔1961〕の場合と同じく、先ず、これが如何なる意味で「実証的検討」なのかという点に想いを巡らせていただきたい。

「融資集中機構」とは何のことだと主張されているのだろうか。

第一に、「集中」としているとされているものが何であると主張されているのか明かでない。事実として言及されているものだけで、少なくとも、「設備資金の融資」、「運転資金を含んだ融資」、「負債・資本を合計した資金調達純額」、「資本+固定負債」、「増資」、「社債増加」の6つの指標がある。

第二に、「集中」としているか否かを判断するための基準が何処にも示されてい

ない。何がどの水準を超えたら「集中している」と判定するのか、その基準はどの様にして設定されているのか。

第三に、「機構」とは何のことか、何処にそれに関する記述があるのか。「銀行の融資系列」のことだというのが返答であるのかも知れないが、(1)はなはだ曖昧な概念であり、その定義が示されていないし(*), (2)例えば、篠原〔1961〕の設備資金に関する事実を見ると、電力・ガス、海運の合計27社に対する「集中」こそが目につくことであり、それが「機構」によるものだとしても、「銀行の融資系列」によるものだとは「融資集中機構」説の主張者達も言わないだろう。

(*) そのことを反映して、いざ「系列融資」の比重を計算する段になると、川口〔1965〕の第五の事実の場合のように、改めて「系列所属企業」の範囲を決める必要がある。

「銀行の融資系列」、「系列融資」に関する議論にはⅣ.で立ち帰ることにして、川口〔1965〕のいう「融資集中機構」に関する第二の方向からの「実証的検討」の検討に話を進めよう。

IV. 「融資集中機構」の実態、その2.

川口〔1965〕のいう「融資集中機構」に関する第二の方向からの「実証的検討」の検討のために参考する文献は、川口〔1965〕および関連してそこで「最も鋭い」(139頁)と評されている篠原〔1961〕の「第9章 景気循環と二重構造」である。

先ず、篠原〔1961〕の検討から始めよう。内容は、「融資・在庫サイクルの二重性」(269頁)が観察されるという指摘と、その「説明」であるが、ここで特に興味深いのは後者である。

指摘されている事実のうち最も基本的なものは次のようなものである。大法人企業(資本金1億円以上)と中小法人企業(資本金1億円未満)にわけて、それについて、四半期毎の総流動性(全国金融機関運転資金貸出+売掛金・受取手形+現金・預金保有高)の増減額と在庫投資を求めてみると、総流動性の増減

額に関しては中小法人企業が先行する形の明瞭な二重のサイクルがみられる。在庫投資は総流動性の増減額に一致あるいは少し遅れて変動することが観察されるが、サイクルは明瞭ではないし「二重性」も総流動性の増減額の場合ほど明瞭ではない（＊）。

（＊）266頁の第8図を参照のこと。図は4期移動平均の値を示したものであり、上の記述もそれに基づいている。

「客観的に明示された融資・在庫サイクルの二重性」（＊）について「景気循環の段階に応じて、・・三つの説明」が与えられる。念頭におかれるのは、「金融引締め→中小企業への銀行信用の収縮→大企業の中小企業への企業間信用の収縮→その全般的波及→大企業の銀行借入の減少」という経路である。

（＊）どの程度「客観的に明示された」のか読者自ら確かめられることを希望したい。

「1）金融引締めが行われる場合、そのしわはまず中小企業に寄せられ、大企業は当分は滞貨金融の利益をうける。滞貨金融という言葉は大企業のために造られた言葉のように思われるからである。・・・在庫投資もこれに対応した動きを辿ると思われる。

2）金融引締めの効果として、輸出が伸び、国際収支の黒字が累積してくると、金融が緩慢となって利子率が低下し、銀行側では貸出競争が起る。この際うんと引締められていた中小企業融資が中心となって反発的な上昇を示すのは当然であろう。したがって、景気回復のこの段階では、中小企業への銀行信用のもり上がりと中小企業を中心とした在庫投資の活況が続くであろう

3）・・・景気が・・・ブーム段階に入っていくにしたがい、国全体としての金融も窮屈を告げるに至り、融資は次第に大企業中心となり、中小企業金融は副次的地位に退くか、あるいは減退の過程を辿る。そこで、ブームの場合、大企業では銀行からの借入が急激にふえ、在庫投資もそれにつれて激増するが、この段階においては、すでに中小企業への融資とその在庫投資は減退過程を辿る。しか

もブームが強い場合は、金融引締をまたずして、中小企業の在庫サイクルはブーム中にはっきりと減退しはじめる」（269-70頁）。

さらに、「その様な事態が発生する条件としては、1) 企業の銀行依存度が高いこと、2) 大企業と銀行の密着が強固であり、ブームや金融引締の際には銀行は大企業中心の融資態度をとること、といった2条件が備わる必要がある」ことが主張されている（*）。

（*）ここに要約した内容に関連する事実を篠原が最初に指摘したのは篠原〔1959〕の第III節においてであり、そのタイトルが「二重構造の作用」であることに留意する必要がある。また、本論文IIIでもふれたように、篠原〔1961〕の第5章で「こういった融資集中の結果、大企業における設備投資、在庫投資はどの程度大企業への偏りを示すだろうか」という観点から言及されるのもこのことである。

「サイクルの二重性」が事実として観察できているのか、出来ているとしたらその重要性はどの程度か、発生メカニズムに関する「三つの説明」は妥当なものか、等の点についてそれぞれ議論の余地があるようと思われるが、大前提である必要な2条件（なかでも後者）については大いに議論の余地がある。この条件については、説明がないためその内容が明かでないが、改めて次節で取り上げることにする。

川口〔1965〕は「景気循環過程における融資集中機構の作用形態としての、金融逼迫期の中小企業に対するシワ寄せメカニズムが、最近の調整過程でどのように働いたかを考察」（173頁）するために書かれたものであり、篠原〔1959〕が注目した前回のものに比べて「1961年夏から1962年末にかけての景気調整過程では、・・・循環型に若干の変化が現れ」（139頁）たといわれたことがその背景にある。観察される一連の事実の紹介が主要な内容であるが、興味深いのはここでも説明のために提示される仮説である。

観察されたとして報告されている事実についてここでは詳細にわたる検討はない（*）。「1 企業統計による考察」で報告されている最も重要な点は、今回の調整過程で緩和されたといわれる「中小企業へのシワ寄せ緩和の程度は甚だ小さいもの」であることであり、このことは、「法人企業の金融機関借入金増減

中に占める資本金1億円未満企業の比重の循環パターンを示した」(147頁)図を見れば明らかになることである。「2 金融統計による考察」のなかで特徴的なことは都市銀行の行動にスポット・ライトが当てられることである。中小企業(資本金1000万円未満)向けの貸出増分をみると、全金融機関の合計分と全国銀行だけについて合計した分を比較すると型の変化は小さいが、全国銀行を都市銀行と地方銀行とに分離してみると著しい相違がみられる。「都市銀行の場合には、・・・例外的な金融緩慢期を除けば、中小企業向け増分はつねに大企業向け増分を大きく下回り、水準上昇の趨勢は全く見られず、もっぱら、大企業資金需要の循環的変動に応じるクッション的立場に置かれているのである」(156頁)。

(*) ここでも読者自らが掲げられた図を眺めてみられることを要望したい。

興味があるのは、次のような前置きと共に提示される「仮説」である。「いわゆる融資集中機構を資金吸収面と資金供給面とに分けて考えるとき、その供給面の中核をなすのは・・・都市銀行であるが、・・・都市銀行のこのような行動型・・・について・・・筆者なりの簡単な仮説を提示する」と以下のようになる。

「(i) 都市銀行は一群の大企業と、しばしば癒着関係などと呼ばれる緊密な関係にある。癒着の形態や原因については立ち入らないでおくが、要するに都市銀行が、少なくとも経常的な利潤採算を超えて、これらの大企業群に低利大量の資金を優先的に供給しようとする動機となるような関係であるとしよう。

(ii) 一方、政府当局の人為的低金利政策は、資金コストよりもアベイラビリティーの面でこれら大企業群の資金需要を刺戟し、しかも大企業群は国内市場占拠率の維持・拡大動機や、自由化に直面して国際競争力強化の必要によって、もともと強烈な資金需要動機をもっている。

(iii) 国際収支さえ許せば、都市銀行は、これら大企業群から絶えず大量の資金を吸い上げられ、したがって中小企業に対しては信用制限を課さざるをえない。

(iv) しかし人為的低金利政策によって大企業向け貸出し金利は極度に押し下げられ、資金コストとの利差が圧迫される。

(v) したがって都市銀行は、大企業への資金供給機関としての職責を全うする

ためには、資金の一部を中小企業に振り向け、表面金利格差に加えて歩積・両建による実質金利格差を利用し、大企業向け融資による利鞘の圧縮に耐えられるだけの収益を挙げなければならない。

(vi) 景気循環過程では、資金逼迫期には採算をある程度無視しても大企業に必要資金を確保供給するために、中小企業向け融資を極力抑え、また高利の外部資金を吸収する。

(vii) したがって、引締めによって引き上げられた金利水準の下で、大企業資金需要が相対的に鎮静した時期に出来るだけ中小企業向け融資を伸ばして、逼迫時に受けた経理上の圧迫を緩和することに努めるのである」(156-8頁)。

川口〔1965〕のいう「融資集中機構」に関する第二の方向からの「実証的検討」についても第一の方向からのものの場合と同様に、如何なる意味で「実証的検討」なのかという点に想いを巡らせていただきたい。

ここでは、「融資集中機構」あるいは「シワ寄せメカニズム」とは何のことだと主張されているのかという観点から留意すべき点を3つ取り上げておく。

第一に、「融資集中機構」の作用あるいは「シワ寄せメカニズム」に関する事実の記述の部分では、専ら、銀行の融資だけが取り上げられており、第一の方向からの「実証的検討」の場合のように「集中」しているとされているのは何なのかという点については疑問あるいは曖昧さはなくなっている(*)。

(*) 本論文11頁を参照。

しかしながら、この関心の集中は必然的に次のような疑問に結びつく。

(イ) かりに「融資集中機構」の内容がここで考えられているように専ら銀行の融資に関わるものであるとすると、「二重構造の作用」(篠原〔1959〕108頁)あるいは「作用形態」(川口〔1965〕173頁)に関する記述の中で言及されたその他の指標(例えば「負債・資本を合計した資金調達額」、「資本+固定負債」、「増資」など)との整合性はどうなるのか。

(ロ) 川口〔1965〕で都市銀行の行動にスポット・ライトが当たる理由はなにか。融資金般に関するその他の部分の記述との整合性は保たれているか(*)。

(*) 単に、都市銀行が「供給面の中核をなす」(156頁)と述べるだけでは十分ではなかろう。

かりに、都市銀行が「供給面の中核をなす」としても、その他の金融機関が「中核をなす」金融機関の行動を中和し、その影響を相殺する方向で行動しないのであろうか。(例えば、都市銀行が主張されているように「大企業に必要資金を確保供給するために、中小企業向け融資を極力抑え」るということがあれば、中小企業向け貸出し市場では資金不足が一層甚だしくなるから、その他の金融機関にとっては中小企業向けの貸出は一層魅力的になるはずである。したがって、その他の金融機関が、例えば、大企業向け貸出、コール・マネー、債券保有量などを減らして、中小企業向け貸出を増加させる方向に動くはずである。)

第二に、第一の方向からの「実証的研究」に関連して「集中」しているか否かを判定するための基準が示されていないと述べたのと同様に、「シワ寄せ」があるか否かを判定するための基準が示されていない。

- (イ) 「シワ寄せ」の定義は何か(*)。
- (ロ) 「シワ寄せ」の程度を示す指標は何か。
- (ハ) それがどの水準を超えたら「シワ寄せ」があると判断するのか(**)。

(*) 篠原〔1961〕では、たとえば、「しわはまず中小企業に寄せられ」(269頁)という形で用いられている。

(**) 川口〔1965〕が、融資の「増減額」あるいはその「比重」に注目し、その「循環パターンを示した」(147頁)としても、判定基準が示されていなければ、それによって「シワ寄せ」の存在が示されたことになるのかどうかを判定しようがないし、かりに示されたことになると主張されてもその妥当性について検討することが出来ない。さらに、定義も明示されていないのであるから、一体何が示されたことになるかを検討することすら出来ないのである。

更に重要なことは、「循環パターンを示」すことができても、それだけでは「シワ寄せ」の存在を示すことにはならないことである。たとえば、誰もがすぐにでも考えることは、「循環パターン」が需要の変動パターンの差によるものあるいはそれによる部分が大きいのではないかということであろう。

第三に、「機構」とは何のことかという点について何処にも定義が与えられていないし、まとまった説明がない。前節の場合と同様、「銀行の融資系列」のことだというのが返答であるのかもしれない。そうであるとすれば、前節で関連して述べた2つの疑問に加えて、次の事実に注意する必要がある。

「銀行の融資系列」およびその機能に関しては、篠原〔1961〕川口〔1965〕いずれにおいても「実証的検討」が全くなされておらず、篠原〔1961〕では観察された事実について「景気循環の段階に応じて・・・説明」を与える際に「その様な事態が発生する条件として・・・備わる必要がある」として述べられるにとどまり、川口〔1965〕では、観察された事実について「筆者なりの簡単な仮説」として提示されるにとどまっている。

我々の当面の関心事について以上2つの節を通して了解できることは次のことであろう。

「融資集中機構」については、その作用として説明できる（説明すべきである？）と主張されている現象が観察されたことが報告されているのみである。それが何であるのかさえ説明されていない。

V. 「癒着関係」について

この節では、「融資集中機構」に関する考察を更に一步進めるために「癒着関係」と言われるものについて以下のような観点からとりあげる。

(イ) 「癒着関係」とは何か、どの様なものであると言われているか。「癒着」とは誰のどのような行動なのか。

(ロ) 「癒着関係」は誰が望んでいるのか、その理由は何か、どの様な経済主体の合理的な選択の結果生まれる現象であるのか。

(ハ) 仮に、主張されているような「癒着関係」があるとして、「シワ寄せ」を実現し、維持することは可能か。

既に、倉澤資成〔1978〕がここに述べたような観点から検討を加えているから、ここでは、読者が既に同論文を参照されていることを前提にする。

本節では川口〔1965, 他〕を素材として検討を進める（＊）。

（＊）川口〔1965, 他〕に限定する理由は以下の通りである。

（イ）篠原〔1961〕の主張と川口〔1965, 他〕の主張とが厳密に一致してない可能性があるから、両方を用いると議論が混乱する恐れがある。

（ロ）大企業と銀行との間の関係に関しては川口〔1965, 他〕の方が言及する機会が多いし、記述の内容も詳細である。

（ハ）篠原〔1961〕では、例えば、「大企業と銀行の密着が強固」、「大企業中心の融資態度」（270頁）、「銀行の融資系列」（115頁）のような表現はみられるが「癒着関係」という表現を見つけることが出来ない。

V-1. 「癒着関係」とは何か

川口弘が「癒着関係」とはどの様なものであると主張しているのかと言う観点から関係すると思われる部分を取り出してみよう。最初に取り上げるのは、前節で引用した、「仮説」である。

(i) で「都市銀行は一群の大企業と、しばしば癒着関係などと呼ばれる緊密な関係にある」と述べるから、「癒着関係」が、「都市銀行と一群の大企業」との間に成立するものであり、その特徴は「緊密な関係」であることであると考えられていることは明らかであろう（＊）。問題はその具体的な内容である。

（＊）III.で引用した部分では「この様な融資集中現象をより具体的に捉えれば、都市銀行をはじめとする各金融機関または金融機関の集団が、特定の大企業またはその集団との間に系列関係と呼ばれる特別な関係にあることだとみられる」（川口〔1966〕83頁）と述べる。最後に「とみられる」と付いていることが気になるが、これを無視すると次のようない疑問が生まれる。

（イ）「癒着関係」と「系列関係」とはどの様に異なるのか。

（ロ）「都市銀行」と「都市銀行をはじめとする各金融機関または金融機関の集団」との関係、「一群の大企業」と「特定の大企業またはその集団」との関係は

どの様に理解すれば良いのか。前者は後者の意味で象徴的な意味をもつものとして使われているのか、それとも意識して使い分けられているのか。

続く部分で、「癒着の形態や原因については立ち入らないでおく」と断わった後で、川口〔1965〕は「要するに都市銀行が、少なくとも経常的な利潤採算を超えて、これらの大企業群に低利大量の資金を優先的に供給しようとする動機となるような関係である」(156頁) (*) (**)と述べている。

(*) 正確には、その後に「としよう」とついている。仮に、これが、この部分では厳密な定義を与えていたのではないことを意味しているとすれば、川口〔1965〕は厳密に定義されない概念を中心にして、「仮説を提示」していることになる。この様な「仮説を提示」することにどの様な意味があるのだろうか。

(**) 上の註に引用した部分に続けて川口〔1966〕は「融資集中現象」について「主要な融資系列を中心に、企業の必要資金の高い割合が特定金融機関から供給されていること」と述べている。「経常的な利潤採算を超えて・・・優先的に供給」することと、「必要資金の高い割合が・・・供給されていること」との関係はどの様なものだろうか。

「癒着関係」とは何か、何であると主張されているのかという問い合わせに対する解答あるいはその参考になる記述をさらに捜してみても、目だった成果は得られない(*)。

(*) 例えば、川口〔1974-a〕では「『癒着関係』という表現には、大銀行の大企業に対する融資行動が、通常の意味での単純な利潤採算、すなわち貸出利子収入と資金コストとの差額である総利潤の極大化を図るという観点だけでは説明しきれないものをもつという含意がある」(121-2頁)と述べる。

しかしながら、川口〔1966〕の次の部分は次のステップに進むためのヒントを与えてくれるように思われる。

「融資・株式持合いを通じての金融系列企業集団の形成は、いうまでもなく融

資集中またはより広義の資本集中の結果である・・・一度このような集中形態が成立してしまえば、その基本的動因とは別に、さらにいっそうの集中を促し、とくに金融逼迫時において系列外企業への資金供給を強く制限しても、系列企業への資金供給を確保する必要が生じてくる。銀行の運命は、その資力の大きな部分を吸収している系列企業集団の運命と分かれ難く結びついてしまったからである」（83-84頁）。

ここで主張されていることが「癒着関係」であるとすれば、「癒着関係」は「銀行」と「系列企業集団」に属する「系列企業」の間に成立するものであり、「企業集団」は「融資・株式持ち合いを通じて・・・形成」されると考えられていることになる（＊）。

この様に理解すると、川口〔1966〕がこのあと「融資集中成立の原因」と題された節に進み、「なぜこのような融資集中とその結果としての金融系列が生み出されたか」という点について、もっとも強力な仮説を提出したのは宮崎義一氏であった。それは金融系列の『ワンセット主義』説として知られている」（87頁）という書き出しとともにこの説の紹介とそれをめぐる論争の展望に進む（＊＊）意図をどうやら理解することが出来る。

（＊）たとえば、川口〔1979（下）〕には次のような註がつけられている。57頁。

「『癒着現象』とは、それを生み出した諸原因（旧財閥関係、新たな企業集団形成、その一説明仮説としての『ワンセット・ビハイビア』仮説、その他）がなんであれ、現象的には大口融資を通じての銀行と企業との『運命共同体』化である」。

（＊＊）この点については、既にIII.でふれた。

しかしながら、これで当面の目的が達成されたわけではない。

（イ）「企業集団」とは何か、「系列企業」とは何か、「運命共同体」とは何か。これらの概念の定義が示されていないし、詳細な説明もない。

（ロ）「企業集団」の存否、「系列企業」であるか否か、「運命共同体」か否かを判定するための基準（指標）は何かが示されていない。

（ハ）基準（指標）がどの水準に達したら、例えば、特定の企業が「系列企業」

であると判定するのかが示されていない。」

これらの点について明かでなければ、検討対象が「癒着関係」から「企業集團」あるいは「系列企業」、「運命共同体」に交代しただけの事であって、事態は一向に改善しない（＊）。さらに、

（二）これまでにみてきた他の部分で述べられていることとの整合性は保たれているか（＊＊）。

（＊）川口〔1966〕は、宮崎の「ワンセット主義」説に全面的に賛成しているわけではないから、たとえば、宮崎〔1962〕を参考にするわけにはいかない。

（＊＊）たとえば、「癒着関係」は「都市銀行と一群の大企業」との間で成立するとする先にみた見方とここでみた記述とは同じものなのだろうか。

川口弘が「癒着関係」とはどの様なものであると主張しているのかという観点からの検討はここで止めるにしよ。川口〔1965〕で「癒着の形態や原因については立ち入らないでおく」と断わっていることを念頭に置いて探し回っても目的地には簡単には到達し難いようである（＊）（＊＊）。

（＊）定義が明確にされないで議論が進められると言う事情は「系列」についても同じく成立するようである。これが本論文の議論をここで止める理由の一つである。

たとえば、宮崎〔1962〕に関連して杉岡碩夫〔1965〕は次のように述べている。「系列という言葉は、昭和二十七年ごろから経済関係のマスコミに登場した俗語であって、それ自身は経済学的な概念ではない。……したがって、系列という言葉を重要な概念として論理を展開する場合は、論理の構築者みずからがこの俗語を経済的な概念に規定し直すという作業を必要とする。宮崎氏は、この手続きを怠っている」（53頁）。

（＊＊）山下〔1985〕は、「川口が重視する都銀と大企業との間の『癒着関係』について・・・批判」した倉澤〔1978〕について、「倉沢の論証は川口のそれよりもかなり薄弱なもの」（237頁）と評価しているが、川口の論証として何が想定されているのか全く見当がつかない。

V-2. 「癒着関係」は誰の行動か、どの様な経済主体にとって合理的な選択か

「癒着関係」は誰が望んでいるのか、その理由は何か、どの様な経済主体の合理的な選択の結果生まれる現象であるのか、という観点から「癒着関係」について検討してみよう。

検討課題を明示するために、IV.で引用した川口〔1965〕の「仮説」のなかから(v)を例にとってみよう。

「都市銀行は、大企業への資金供給機関としての職責を全うするためには、資金の一部を中小企業に振り向け、表面金利格差に加えて歩積・両建による実質金利格差を利用し、大企業向け融資による利鞘の圧縮に耐えられるだけの収益を挙げなければならない」(157頁)。

この部分に関連して生まれる問い合わせを例示すると、次のようになる。

(イ) ここで「都市銀行」の目的(関数)は何か。「利鞘の圧縮に耐え」れば良いのか(たとえば、「大企業向け融資」のために赤字にならない程度に利益を挙げれば良いのか?)。

(ロ) 「都市銀行」は独立して自らの選択をするのか、それとも何らかの形で「大企業」に従属した選択をするのか、あるいは、何等かの形で「大企業」と結合した共同の目的を最適化するのか。

(ハ) 「都市銀行」にとっての制約(条件)は何か。

(ニ) 「職責」とは何か。

(ホ) 「都市銀行」にとって、「大企業向け融資」と「中小企業」向け融資のいずれが収益率が高いか。

このうち(ホ)については、「中小企業」向け融資の方が収益率が高いと考えられているとして良かろう(*).それを前提にすると、「大企業向け融資」を減らして「中小企業」向け融資を増やすことが「都市銀行」の利益を増加させることになるが、そうしない理由はなにか。たとえば、「大企業」によって求められる資金量を確保することが企業行動の原則であり(ニ、ハ)，そのために利益が減少するとしても仕方がないと考えられている(ロ)としよう。かりにそ

であるとすると、そのような要求に応じることを都市銀行が「職責」であると考える理由は何か。・・・このような疑問の連鎖は限りなく続く。

(*) そうでなければ「癒着関係」がなくても「中小企業」向け融資が減って「大企業」向け融資が増えるはずである。

上に引用した部分を含む川口〔1965〕の「仮説」全体を見ても、また、「融資集中機構」の重要性を強調する他の文献のどれを見ても、筆者の知る限り例外なく上に例示したような一連の疑問に答え得る説明を含んでいない(*)。したがって、この観点からの検討はここで止める。

(*) たとえば、山下〔1985〕は、展望論文の初めに「筆者はマル経については専門外であるので、近経的観点に基く著書および論文を、レビューの対象として取上げる」(229頁)としたうえで、たとえば、倉澤〔1978〕について「現実よりもむしろ銀行行動は利潤極大化を指向する、あるいは指向すべきだということを前提とする主張のようにみられる」(237頁)と述べている。これは批判している部分と理解すべきであろうが、意味がよく理解できない。また、利潤極大化に代わる代替的な行動仮説が示されていない点も理解しがたいことである。

V-3. 「癒着関係」と「シワ寄せ」の関係について

ここでは、主張されているような「癒着関係」が存在するという前提の下で、「シワ寄せ」を実現し、維持することは可能か、という観点から「癒着関係」の帰結について検討する。「癒着関係」の影響を相殺する方向に市場が機能するようなことがないかというのが基本的な問題意識である。市場がそのように機能する余地があれば、「癒着関係」があるとしても「シワ寄せ」は実現しないし、一時的に実現することがあっても長期間にわたって維持することはできない。

V-2.で見たように川口〔1965〕の「仮説」は経済主体のどのような行動仮説から導かれたものであるか容易には理解しがたいものであるから、想定されている

土壤の上でこの問題について検討することは出来ない。ここでは標準的な経済モデルの中に「癒着関係」を持ち込んで、その経済効果を見るという方法を取る。

既に倉澤〔1978〕がこの問題について検討しているのでここではこれを取り上げる。

「癒着関係」の重要性を強調することは、「都市銀行」が「大企業」と「中小企業」との間に（コストの差を超えた）金利の差をつけるという行為をその一環として含んでいる。この様な行為は、通常、差別価格として理解されるものである。

「差別価格が成立するためには、少なくとも次の四つの条件が全て満たされていなければならない。

- ① 需要者を最低二つのグループに明確に区分することができ二つの市場をつくり出せること
- ② 区分された各々の市場における需要の価格弾力性に明確な差があること
- ③ 区分された市場の最低ひとつでは独占的な行動をとることができること
- ④ 区分された市場間で、当該サービスを安い取引費用で売買することができないこと

①、②、③の条件が満足されなければ、そもそも差別価格付けすることが不可能であるし、もし当初差別価格が行われたとしても、④の条件が満足されなければ、低く価格付けされた市場から高い価格の市場へ財・サービスが転売され、結局差別価格は消滅してしまうであろう」（倉澤〔1978〕21頁）。

倉澤〔1978〕が主張するように、②については「実証的な課題であって、どちらということはできない」し、③、④の条件は満たされているとは考えにくい（＊）。したがって、差別価格が成立し、維持されているとは考えがたい。このことは、主張されているような「癒着関係」の存在を前提しても、「シワ寄せ」の存在は推定できない事を意味する（＊＊）。

(*) 詳しくは、倉澤〔1978〕21-23頁を参照。

(**) 以上の経済モデルを受け入れ難いと考える読者にも、④の条件が成立しなければ「シワ寄せ」が実現しないことと、倉澤〔1978〕が指摘するように、「企業間信用」という形で、大企業と中小企業の間には金融取引が広く行われている

から」（23頁）④の条件は満たされていないことは容易に了解できるであろう。

V-4. 小括

本節では「融資集中機構」をその作用として生み出すとされる「癒着関係」について立ち入って検討したが、得られた結論は次のようなものである。

(1) 「癒着関係」に関する明快な定義は得られない。関連すると思われる部分の記述の内容は必ずしも一致したものではなく、論理的な一貫性の面でも多くの問題を含んでいる。

(2) 「癒着関係」がどの様な経済主体のどのような選択によって発生し維持されると主張されているのかが明かにされておらず、提示されている「仮説」の妥当性について検討することが出来ない。

(3) 「癒着関係」が存在することを前提にしても、そこから「シワ寄せ」の存在を推定することは出来ない。

前節までの結論と総合すれば、次のような結論に到達する。

「融資集中機構」について主張されていることは、現象として観察されると報告されている内容が曖昧であるばかりでなく、それを生み出すと主張されているメカニズムに関する主張もなははだしく説得性に欠けている。

VI. 「中小企業の資金難」について

前節までの検討結果に対しては、しかしながら、「融資集中機構」の帰結である「中小企業の資金難」は厳然として存在するではないか、それは、さまざまなる統計数字に明確に現れているではないか、という批判が予想される（＊）。この節では、「中小企業の資金難」を示す証拠として挙げられる様々なタイプの数字の中から一部を取り上げて、その説得力の程度を評価することにする。

（＊）たとえば、II.でも引用したように、展望論文の中で山下邦男〔1985〕は「

わが国で中小企業金融がとくに問題とされるのは、わが国経済の特色の一つである『二重構造』に根ざしている問題だからである」（231頁）と述べている。

「中小企業の資金難」を示す証拠として提示される様々なタイプの数字の説得力を評価するに際し、第一に注意すべきことは、ここでも、用語の定義である。中心に位置するのが「資金難」の定義である。第二に注意すべきことは、いうまでもなく、数字の作られ方である。

VI-1. 基本的な考え方と「借入成功の程度」

先ず、「中小企業の金融難」に関する次のような考え方を議論の前提にすることについては異論は少ないものと思われる。この点を確認することから始めよう（＊）。

「中小企業といえば、まず金融難ということが念頭に浮かぶくらい一般化している。だが、その自明の理とされているごとき中小企業の金融難とは何であるかといえば、案外はつきりしないのである。もし、企業が所望するだけの金額を借り入れることができないことをさして金融難であるとするならば、このような金融難は必ずしも中小企業に特有のことがらではない。わが国でもアメリカでも、大企業でさえも欲するだけの額を金融機関から借り入れることが出来るというわけではない。さらに、現行利子率よりも高い利子率を支払うからといって、企業の借入申込みが金融機関から拒否されることは、しばしば見受けられるところである。金融市場における総体的な資金需給は基本的には利子率の変化によって調整されるであろうが、個々の金融機関と企業との貸借取引には、利子率以外の種々の要因が介入してくる。たとえば、企業の信用度・・・貸出に伴う預金歩留り、資金の使途、借入れの担保、貸し手である金融機関の資金ポジション、大口信用供与の制限等である」。

（＊）引用は、山下邦男〔1969〕195-6頁による。

山下〔1985〕では、この論文が、「中小企業の金融難が、基本的には中小企業

金融における差別化に根ざしている・・・その金融難がどのような形で具体的に出現するかを考察することが重要になるが、この点に関する分析は意外に少ない」と述べた後、「中小企業の金融難をコンパクトに要約した」ものとして紹介されている（235-6頁）。

「中小企業の金融難」を示すものとして利用される数字の一つのタイプに中小企業庁の『中小企業金融実態調査』の「中小企業の借入成功の程度」に関するものがある。ここでは昭和45年度の『中小企業白書』での利用のされ方を取り上げよう（＊）（＊＊）。

昭和25年当時の中小企業の設備状況が悪くそのために物的生産性水準が低位にあったことを指摘し、「このような設備水準の低さを規定した最も重要な要因は、中小企業の資金調達力の弱さであろう」と述べた後に、次の第1表を示して、「借入申込みの成功例が少ないことは中小企業の資金調達力の弱さをものがたっている」と主張している。

第1表 中小企業の借入成功の程度

| 項目 | 工業 | 商業 |
|----------------|-------|-------|
| 全額借りられた | 9.9% | 8.7% |
| 半分以上借りられた | 12.8 | 7.3 |
| 半分以下しか借りられなかった | 11.9 | 6.1 |
| 全然借りられなかった | 8.3 | 5.9 |
| 申込みをしたことがない | 53.5 | 71.2 |
| その他共 合計 | 100.0 | 100.0 |

（資料出所）昭和45年版『中小企業白書』87頁

原資料：中小企業庁「中小企業金融実態調査」25年

（注）商業は、従業者20人未満

工業は、従業者200人未満を中小企業としている。

(*) 昭和44年12月の中小企業政策審議会意見具申「今後の中小企業政策のあり方について」は、「単に中小企業の階層を特殊な分野としてとらえ、いたずらに現状維持的な政策をとることは、問題の真の解決にならないばかりか経済の効率化を阻害することとなる」と述べる。昭和45年度の『中小企業白書』はこの直後に出来たものであって、その第2部は副題として「二重構造の変貌と多様化する中小企業問題」を掲げている。引用した部分と第1表は第1章の「1 中小企業と二重構造問題」から(87頁)のものである。

(**) このタイプの数字を利用した文献の例としては次のようなものがある。藏園進〔1960〕、森田稔〔1960〕。後者はShinohara〔1968〕54頁で言及されている。

「中小企業の資金難」を示すために、第1表を用いることにはいくつかの重大な留意点がある。

第1に、上に引用した考え方を受け入れれば、仮にこれが「中小企業」が直面する「資金難」の程度を示す指標として妥当なものであるとしても、「大企業」と比べてこれが著しく高いかどうかを判断するための情報を全く含まないのであるから、通常用いられる意味での「中小企業の資金難」を示す指標としては適当ではない。

第2に、この様なアンケートの結果獲られる数字の持つバイアスに注意する必要がある。中小企業庁に「どの程度借入できましたか？」と尋ねられれば、拒絶されたり減額された経験を持つ経営者が、成功率を低く報告する傾向をもつと予想すべきではないだろうか。更に、成功率を計算する際の分母の値にも注意を払う必要がある。借入れ交渉の場に出される借入れ要求額は、どちらかといえば上方バイアスを持つものと予想される。また、この問い合わせ金利、担保、保証、期間等の条件を不問にしたままのものであることにも注意する必要がある(*) (**)。

(*) この表の数字に関連して、以下で具体的な数字に言及する際には、工業に限定したものを用いる。

(**) たとえば、昭和27年度の調査では「なぜ借りられなかったのか」という

問い合わせに対する回答は、多い順に、「申し込み額が多すぎたため」、「貸手の資金不足のため」、「申込期間の長すぎたため」、「適当な担保がないため」、「業界の前途が不安なため」、などであった。148頁、第22表（その25）（総括）「金融機関別貸付拒絶理由別業者数」。

昭和28年度の調査でも概ね同様の結果が得られている。108頁。

ここで昭和25年度の調査結果の第十八表（その二）を用いないのは、27, 28両年の調査で大差で第1位となる選択肢がこのときには用意されていないことによる。

第3に、アンケートの聞き方と引用した第1表の作成方法との関係のもたらす（可能性のある）バイアス（あるいはその様な印象）に注意する必要がある。アンケートは、まず、「イ. 最近6カ月間に資金借入（得意先からの受取商業手形の割引を含む）の必要がありましたか。 1. あった。 2. なかった。」と聞いた後で「ニ. イの1に○をつけた方は、どの程度借入できましたか」という問い合わせに進んでいる（＊）。第1表はこの2つの問い合わせに対する解答をまとめたものであるから、例えば、工業についてみると、借入れを申し込んだ業者のうち全額借りられたものの比率は、 $\{9.9 / (100.0 - 53.5)\} \times 100 = 21.3\% (%)$ であることになる（＊＊）。

（＊）昭和25年度の調査の報告書には調査表が収められていないので、ここでは昭和27年度の調査表を用いている。この調査は、昭和29年度から調査項目が大幅に変更になる。

（＊＊）昭和27年度の調査では、借入れ成功率の数字は金融機関に対するものばかりではない。「ホ. イの1に○をつけた方は、申し込み先について答えて下さい。 1. 金融機関 2. その他」に対する回答は、金融機関 78.4%，その他 17.0%，不明 4.6% である（97頁）。さらに、「チ. ホの2に○をつけた方は、なぜ金融機関へ申し込まなかつたのですか。 1. 金融機関以外のものから借りられたから 2. 金融機関は貸してくれないとあきらめていたから 3. 貸付の手続きが簡易でないから 4. 迅速に借りられないから 5. その他」という問い合わせに対して、2. と答えたのは、22.2% であった。

以上の点については、25年度の調査結果の内容は不明である。

第4に、ここにいう「中小企業」とは何かという点に注意する必要がある。工業についてみると、調査対象を（従業員数で見た）規模別に4つのグループ（A. 0-4人，B. 5-29人，C. 30-99人，D. 100-199人）に分けてみるとグループ毎に数字が大きく異なっている。たとえば、イ. に対する解答が2. であった比率は、Aで82.4%，Bで46.5%であるのに対して、Cでは21.4%，Dでは11.9%となっている（15頁）。また、「全部借りられた」と「半分以上借りられた」を合わせた比率は、Aで42.4%，Bで55.5%であるのに対して、Cでは71.6%，Dでは84.4%となっている（18頁）。調査対象の業者のグループ別構成比はそれぞれ、36.6%，47.4%，14.0%，2.2%となっている（4頁）ことに注意すれば、第1表の数字が29人以下の規模の「中小企業」の事情を主に反映するものであることになる。

第5に、昭和25年度の数字は長期的にみた中小企業のおかれた状況を反映したものとみるには問題があることに注意する必要がある。昭和27年度や、28年度の「借入れ成功程度」は25年度のものに比べて大幅に上昇するし（＊），「29年の不況以降31年の好況期においては・・・；需要に対する充足程度は漸次上昇をたどっている」（森田〔1960〕414頁）。

（＊）27年度の数字は95頁、28年度は77頁。例えば、28年度（工業）には成功程度10割と答えた業者が、61.3%であった。27年度の数字と、求め方が異なるが、29-31年度の数字はそれぞれ森田〔1960〕の408頁、415頁に収録されている。

以上にみたように、『中小企業金融実態調査』の数字を「中小企業の金融難」の激しさを示す指標として用いることには根本的な問題があり、とりわけ、昭和45年度の『中小企業白書』のように用いること、しかも、昭和25年度の調査結果を用いることは説得力に欠ける。

VII-2. 「中小企業貸出に関する差別化の存在」

前項で引用した部分に續いて、山下〔1969〕は次のように述べている。

- 「中小企業に特有の金融難は、次の三点に要約されるようと思われる。
- 一 中小企業に対する長期資金の供給が、大企業に比べて著しく不十分であること
 - 二 金融機関の中小企業に対する貸出がかなり不安定であること
 - 三 中小企業金融に『差別化』・・・が存在すること」（196頁）（＊）

（＊）先にも述べたように、山下〔1985〕は「中小企業の金融難をコンパクトに要約したもの」（236頁）として山下〔1969〕に言及し、この三点に関する部分の概略を紹介している。

本節ではまず「差別化」を取り上げよう。

「差別化」に関する山下〔1969〕の次のような記述には特に異論は無かろう。

「差別化とは一般的には経済的根拠に裏付けられない取扱いをさすものと思われるが、これを中小企業金融に適用すれば、中小企業に対する貸出条件が資金の使途、貸出期間、信用危険等からみて同一条件の大企業向け貸出に比べて不当にきびしい場合を意味するであろう。だから、大企業と中小企業とに対する貸出利子率が異なるだけでは、差別化が存在するとはいえない」（200頁）。

問題があると思われるのは、次のような結論とそれに至るプロセスの説得力である。

「これをもって直ちに中小企業金融において差別化が存在することの根拠とすることは速断であろうが、わが国の実状からみて中小企業金融にある程度の差別化が存在するものと推論できるよう思われる」（201頁）。

この結論に至るプロセスで述べられていることは、昭和33年から37年の期間についてみると「大企業と中小企業の表面金利と実質金利を比較すると、実質金利の開きの方が表面金利の開きのそれよりも大きい」（201頁）ことだけである。この事実が上に引用したような意味の「差別化」が「存在するものと推論できる」とはとても思われない（＊）（＊＊）。

（＊）素直に読めば、示されていることは、「大企業と中小企業とに対する貸出利子率が異なる」ことだけなのではないだろうか。

(**) 問われるべきことが、山下〔1969〕が結論部分に言う「わが国の実状」の内容であることは明らかであろうが、この点に関する説明は見つからない。山下〔1985〕を見ても事情は同じである。

仮に、山下〔1969〕の結論を受け入れたとしても、「ある程度の」とはどの程度かという新しい検討課題に直面することになる。

VI-3. 「中小企業の長期資金の借入れ難」

「中小企業の長期資金の借入れ難」を示す証拠(*)として提示される数字には大きく分けて3つのタイプのものがあるようと思われる。ここでは、山下〔1969〕に従って、順に検討しよう。

(*) 「融資集中機構」の重要性を強調する文献では常に長期資金の「集中」に記述の大きな部分が割かれる。III.の内容を想起していただきたい。

VI-3-1. 長期借入金対売上高比率と短期借入金対売上高比率

山下〔1969〕は、「企業活動の規模をあらわす指標として売上高をとり、それに対する長・短借入金」およびその合計額の割合を示す表を掲げて次のように述べるが、理解できない。

「短期借入金対売上高比率についても、大企業は中小企業を上回っているけれども、両者の開きはそれほど大きくない。これに対して、長期借入金対売上高比率においては、大企業の水準は中小企業のそれに比べて二倍近い開きを示している。結局、大企業と中小企業との総借入金対売上高比率の格差を生ぜしめている主因は、長期借入金に関する格差だといえよう」(196-7頁)。

これから「借入れ難」に関する情報をどのようにして獲得できるのであるか(*)(**)。

(*) たとえば、A,B2つの家計を比較すると、Aの銀行借入れ／所得がBのそれを

大幅に上回っていたとしよう。この事実からBが「借入れ難」の状態にあるという結論を導くことができるであろうか。また、その様な結論にどの様な意味があるのだろうか。さらに、それを「借入金に関する格差」が「主因」であると結論づけることの意味は何であろうか。

(**) 揭げられた数字は、『中小企業経営分析』の昭和42年度版から求められたものである。長期借入金／売上高は中小企業が9.9%であるのに対して、大企業は18.9%となっている。同じ資料から、産業別の数字を求めてみると、最高16.3%（窯業、土石製品製造業），最低5.0%（衣服、その他の繊維製品製造業）となり、その倍率3.26は山下〔1969〕が指摘する2倍より大きい。

VI-3-2. 「外部からの設備資金調達方法の実績と希望の対比」

金融制度調査会民間金融機関に関する特別調査会の昭和43年9月11日の会合に提出された資料である「企業の金融に関するアンケート調査結果」が山下〔1969〕がとりあげる「中小企業の長期資金の借入れ難」を示す証拠の第二のタイプである。

主張されていることは、次の第2表を念頭に置いて（*），「企業規模が大きくなるにつれて、希望と実績との乖離が小さいことが推論される・・・この点からみて・・・企業規模別長期借入金対売上高比率は、中小企業の資金調達能力が低いことを表しているものとみても差し支えないであろう」（198頁）というものである。

(*) この様な言い方をするのは、(1)山下〔1969〕には表は引用されていないこと、(2)第2表は金融制度調査会〔1970〕表IV-3(106頁)であるが、これは提出された資料(金融制度調査会〔1969〕所収)の32頁と33頁の2つの表を統合したものであること、という理由による。

表の数字の作られ方を見てみよう。「実績」に関する数字は、「貴社の過去2年間の外部からの設備資金の調達方法で、一番金額が多かったのは、次のうちどれですか」という問い合わせに対する回答の比率である。「希望」に関する数字は、「

第2表 外部からの設備資金調達方法の実績と希望の対比
(資本金規模別) (%)

| 資本金 | A | | B | | C | | D | | E | | 合計 | |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 実績 | 希望 |
| 短期借入金 | 7.3 | 7.8 | 23.1 | 16.9 | 25.1 | 16.5 | 27.7 | 14.8 | 33.7 | 20.2 | 21.4 | 14.4 |
| 長期借入金 | 73.7 | 73.0 | 61.0 | 67.8 | 55.0 | 64.1 | 47.7 | 64.8 | 35.4 | 53.9 | 57.7 | 66.4 |
| 社債の発行 | 3.8 | 5.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.9 | 0.0 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 1.0 | 1.6 |
| 増資 | 7.3 | 9.3 | 3.1 | 8.3 | 2.2 | 9.1 | 4.2 | 10.6 | 2.2 | 10.7 | 4.2 | 9.4 |
| 企業間信用 | 2.8 | 1.8 | 3.6 | 1.8 | 3.9 | 3.5 | 8.4 | 3.6 | 12.9 | 3.9 | 5.5 | 2.7 |
| 無回答 | 5.3 | 3.0 | 9.1 | 5.2 | 13.9 | 6.1 | 11.9 | 5.8 | 15.7 | 11.2 | 10.2 | 5.6 |
| 計 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

資本金規模： A:10億円以上， B:1億円～10億円， C:5千万円～1億円，

D:1千万円～5千万円， E:1千万円未満

(資料出所) 金融制度調査会(1970) 106頁より

今後外部から設備資金を調達するときには、次のどれを優先したいとお考えですか」という問い合わせに対する回答の比率である。この数字の乖離幅から「長期資金の借入れ難」に関する情報が得られるだろうか（＊）。

(*) 寺西〔1975〕はこの表を引用して、「長期外部資金による設備資金調達割合が、各規模とも希望割合に実績割合が満たないことを示している。この程度は明らかに小規模企業ほどはなはだしい。しかも資本金一億円以上の大規模企業においても少なからぬ満たされない需要のあることが注目される」(78頁)と述べている。この部分は、寺西〔1982〕にそのまま収められている(510頁)。

「過去2年間」「今後」とも設備資金のうち70%を長期借入金で調達することを希望する企業が、「過去2年間」については長期借入金で35%，短期借入金、企業間信用でそれぞれ32.5%づつ調達したとしよう。回答は「希望」「実績」とともに「長期借入金」となるから、山下〔1969〕の解釈によれば、この企業の「希望」と「実績」との間に乖離はないことになる。

「希望」の数字が「実績」の数字を上回ることが、希望額を調達できないことを示唆するとしても、「希望」と「実績」の数字の乖離幅から、希望額を調達できない程度に関する情報を得ることはできそうにない（＊）。

(*) 表の数字に関するこの様な解釈は、原資料の19頁に見られる。

VI-3-3. 長期適合比率

山下〔1969〕が「中小企業の長期資金の借入れ難」を示す証拠の第三のタイプは設備投資額と長期借入金の比率に関するものであるが、ここではより頻繁に取り上げられる長期適合比率を取り上げる。

たとえば、宮沢健一・加藤寛孝〔1965〕は長期資本（自己資本+固定負債）と固定資産それぞれの1956-62年度の期間中の増加額を求めるとき、その比率が、中小企業で91%，大企業で102%となることを指摘し（＊），「大企業では102%であって必要な長期資金を十分調達しえたのに対し、中小企業は100%を割って91%に

すぎない」（49頁）と述べている（＊＊）。

（＊）この数字を含む表は『昭和38年度中小企業白書』からのものであること、原資料は『法人企業統計年報』であることがことわられている。

（＊＊）資料の性格上、大企業とは資本金5000万円以上の企業のことである。

同様の考え方は多くの文献にみられる（＊）。問われるべきことは、第一に、「長期資金の借入れ難」がはなはだしくなければ、上記の比率が100%となるものなのか、100%から乖離する程度が「長期資金の借入れ難」の程度を示すのかということであり、第二に、そもそもその様な比率に暗黙のうちに主張されているような意味があるのか、ということである。

（＊）例えば、『昭和39年度中小企業白書』81-82頁、川口弘〔1966〕11頁、寺西〔1982〕509頁。

金融制度調査会〔1970〕は前項で引用した表と同じ頁に、「わが国および諸外国における長期適合比率（製造業）の推移」を掲げている。長期適合比率＝固定資産／（固定負債+自己資本）であるから、上に見た数字の逆数である（＊）。示された期間（昭和31-42年）中、比率は安定しており、アメリカが60%前後、イギリスが65%前後、西ドイツが75%前後であるのに対して、日本は90%弱となっている。この様な数字は、「長期資金の借入れ難」がはなはだしくなければこの数字の逆数が100%になると主張の妥当性に疑問を抱かせるに十分なものであろうし、その100%からの乖離幅の程度が「長期資金の借入れ難」の程度を示すという主張が支持し難いことを示唆している。

（＊）上に見たものが増加分の比率であり、この表のものが水準の比率であることはここでは無視する。

また、仮に、この比率が「中小企業の長期資金の借入れ難」の程度を示しているとすれば、産業分野ごとに見た中小企業の長期適合比率のバラツキは小さいは

ずである。昭和42年度の『中小企業経営分析』をみると、中小企業が83.2%、大企業（主要企業377社）が84.3%となっている。産業別の中企の数字を見ると106.1%（パルプ、紙、紙加工品製造業）と66.7%（電気機械器具製造業）の間に大きくバラついている（*）。

（*）この数字は製造業に関するものである。

次に、そもそもこの様な数字に本来どのような意味があるのかという観点から考えてみよう。

広い範囲で利用されている最近のテキストの中でレブ〔1974〕は、「財務分析が経済学や財務論の野發展と歩調を合わせていくことができないため」学者が「伝統的な財務諸表分析を回避する」（5頁）ようになっていたが、最近になって「新しい接近」が始まったことを告げ、自らも試みている（*）。ここで言及したいことは、2-3の「長期支払能力比率」で取り上げられるのが「負債比率」（=負債／自己資本）と「利子補填倍率」（利子控除前利益の期間利子に対する比率）の2つであって、長期適合比率が取り上げられていないこと、および「第2章 財務諸表分析」の「要約」の最後で次のように述べていることである。

「財務諸比率は企業活動の背後にある経済現象の指標である。それは滅多に最終解答をアナリストに提供しない。いっそうの調査が求められている領域を示唆することが多い。それゆえに、比率分析は投資決定の過程での予備的な段階と見なされなければならない」（30頁）（**）。

（*）引用はすべて訳書によっており、示される頁数は訳書のものである。

（**）レブ〔1974〕は序章の註に次のような註をJ.O.Horrigan "A Short History of Financial Ratio Analysis" The Accounting Review, April 1968の294頁から引用している（9頁）。

「消極的観点からみて、比率分析のもっとも顕著な側面は、明確な理論体系を欠落していることである。この『実践的経験主義』（・・・）というアプローチのもとでは、比率の利用者は著者の経験という権威にすがるよりほかはない。その結果、比率分析の主題は、どの比率を使うべきか、またその適当な水準（比率

目標一訳者注)はどうあるべきかについて証明されない主張に満ちているのである。」

「中小企業の長期資金借入れ難」の証拠として長期適合比率を用いること、およびこれを用いた主張の説得力には大いに疑問がある。

VI-4. 「金融機関、とくに都市銀行の中小企業向け貸出の不安定性」

「金融機関、とくに都市銀行の中小企業向け貸出の不安定性」に関して山下〔1969〕が述べることは、「都市銀行にとって中小企業は『限界的』貸出対象であるといわれている。限界的貸出対象とは、金融が緩和するときには貸出を行なうが、引き締まると直ちに貸出を削減されたり、あるいは返済期限に借換えを拒絶されたりするような企業をいう」(199頁)ことと、金融機関の中小企業向け貸出に占める全国銀行のシェアが大きいことである。

このような側面を「シワ寄せ」として最も強く強調するのが川口〔1965,他〕であることおよびその議論の内容については既にVI.で紹介したし、主張の内容が多くの点で問題を含むものである点についてはV.で検討した。

ここでは、「シワ寄せ」を強調する主張について、疑問を抱く契機となり得る2つの表を掲げよう。ともに金融制度調査会〔1969〕に収められた前述のアンケート調査結果の一部である。

第3表は、「昨年の9月以降（金融引締め発動以後）、貴社の主力の取引先金融機関の貸出態度は、変わりましたか」という問い合わせに対する回答である。調査時点は6月であるから、既に9カ月が経過している(26頁)。

注目すべきことは、「不变」という回答が規模が小さな企業ほど多くなることと、(1),(2),(3)のどの指標をとってもほとんど例外なく規模の大きな企業グループの方が引締めの方向へ金融機関の態度が変わったという回答の比率が高いことである。

第3表 主力の取引先金融機関の貸出態度の変化（資本金規模別）（%）

| 貸出態度 | 資本金 | A | B | C | D | E | 合計 |
|-------------------|-----|------|------|------|------|------|------|
| (1)金利引上げ | | 44.7 | 49.9 | 46.3 | 40.3 | 25.8 | 43.3 |
| (2)貸出引締め | | 8.8 | 5.5 | 5.6 | 6.8 | 12.4 | 7.4 |
| (3)金利上げと 貸出引締め | | 27.7 | 20.3 | 16.9 | 11.9 | 11.8 | 19.0 |
| (4)不变 | | 16.0 | 21.8 | 27.3 | 39.7 | 44.4 | 27.5 |
| (5)無回答 | | 2.8 | 2.6 | 3.9 | 1.3 | 5.6 | 2.9 |
| 合 計 | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

資本金規模：A:10億円以上， B:1億円－10億円， C:5千万円－1億円，

D:1千万円－5千万円， E:1千万円未満

(出所) 金融制度調査会〔1969〕26頁

第4表は、「貴社は今までに、金融引締め期に設備発注を繰り延べ又は縮小したことがあるとすれば、その理由は主として次のどれですか。（繰り延べ又は縮小したことがない場合も、『もし、するとすれば』という仮定でお答え下さい）』という問い合わせに対する回答である（31頁）。

注目すべきことは、第1に、「景気、業界の見通し」という回答が一番多く、しかもその比率が企業規模が小さくなるほど高くなり、資本金5000万円以下の規模では、半分を超えることである。第2に、「借入額の引締め」と答えた企業の比率は資本金10億円以上の規模では40.0%で最も高くなるが、企業規模が小さくなるにつれて急激に減少することである。

第4表 設備発注の繰延べあるいは延期の理由（資本金規模別）（%）

| 理由 | 資本金 | A | B | C | D | E | 合計 |
|---------------|-----|------|------|------|------|------|------|
| (1)景気、業界の見通し | | 37.0 | 43.4 | 49.4 | 52.9 | 54.5 | 45.9 |
| (2)景気調整策発動 | | 11.0 | 10.6 | 5.6 | 10.6 | 4.5 | 9.2 |
| (3)借入金利の引上げ | | 1.0 | 1.0 | 4.3 | 2.6 | 2.8 | 2.1 |
| (4)借入額の引締め | | 40.0 | 30.1 | 25.1 | 14.8 | 15.7 | 27.1 |
| (5)増資、社債発行の困難 | | 1.0 | 0.8 | 0.0 | 0.3 | 0.0 | 0.5 |
| (6)その他 | | 2.5 | 1.6 | 1.3 | 3.9 | 3.9 | 2.5 |
| (7)無回答 | | 7.5 | 12.5 | 14.3 | 14.8 | 18.5 | 12.6 |
| 合計 | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

資本金規模： A:10億円以上， B:1億円－10億円， C:5千万円－1億円，
D:1千万円－5千万円， E: 1千万円未満

（資料）金融制度調査会〔1969〕31頁より

VI-5.小括

本節では、前節までの検討結果に対して、「しかしながら、『融資集中機構』の帰結である『中小企業の資金難』は厳然として存在するではないか、それは、さまざまな統計数字に明確に現れているではないか」、という予想される批判について検討した。

得られた結論は、前節までのものと同じであり、「融資集中機構」あるいはその帰結であるとして主張されている「中小企業の資金難」を示す証拠として提出されている統計数字は十分な説得力を持つとはいえないというものである。

融資集中機構、融資集中のメカニズム、金融の二重性、金融的シワ寄せ機構、等の表現で語られる一連の「現象」をこの論文では「融資集中機構」と呼んで、この「現象」が顕著なものであると主張され大きな関心を集め始めた昭和30年代の前半から40年代の半ばの時期の文献を取り上げて、主張の内容、それを支える論理、主張の基になった証拠、に立ち入った検討を加えた。

検討結果をI.で述べた一連の疑問に沿って整理すると以下のようになる。

Q1: 実態は何なのか。何のことを言っているのか。

A1: 良くは解らない。

Q2: 主張の内容は一致しているか。また、一貫しているか。

A2: 一致していない。また、一貫しているとは思われない。

Q3: 「現象」の存在に関する説得的な証拠が提示されているか。

A3: 「融資集中機構」についても、その帰結として主張される「中小企業の資金難」についても、説得的な証拠が示されているとは思われない。

Q4: 誰が何のためにそのような「現象」を生み出し、維持しているのか。

A4: この「現象」の重要性を強調する文献は、そもそもそのような観点に立つ問題意識に欠けるように思われる。標準的なモデルを用いて、この問に対しても説得的な解答を導くことは容易ではないように思われる。

Q5: 市場のメカニズムのことをこの主張は十分に考慮しているのか。例えば、主張されているようなことが実現するために必要な条件が満たされているのか。

A5: A4で述べたように、そもそもそのような問題意識に欠けるのであるから、考慮されていない。また、主張されているようなことが実現するために必要な条件満たされているとは思われない。

今日では議論が分かれるとしても、ある時期までの日本においては中小企業は大企業に比べて金融面で圧倒的に不利な状態に置かれていたというおそらくは支配的な見方に重大な疑問があることを示唆するこの論文の結論はさまざまな意味で大きな意義を持ち得る。

1) 昭和30年代前半(おそらくはずっと後の時期まで)の研究、論争の共通の前提となつた議論の大枠そのものに重大な疑問があることを示唆するから、この

時期の経済現象に関して改めて研究するためにこの時期に書かれた文献などを利用する際には、前提にまで立ち入った吟味が必要になる。

2) 金融の分野では中小企業政策の枠組みは、多少の見直しが行なわれたとはいえ、基本的にその時期につくられたままになっている。本論分の結論は、枠組みにまで立ち入った再検討の必要があることを示唆している。

3) 「融資集中機構」あるいは関連する「現象」に関する当時の議論の中で盛んに用いられた用語、概念はここで疑問を提示された支配的な見方を反映している。今日までにいくつかのものは使われなくなったとはいえ、大部分は今日でも基本的な用語として使われ続けている。このようなものについては、少なくとも、厳密な再吟味をして意味を明確にすることにより、疑問のあるかつての支配的な見方が無意識の中に議論の中に侵入しないように注意する必要がある（*）。

（*）冷静な議論、分析にとって、共通の基盤として無批判に前提とされる知識、広く使われている用語とともにいつの間にか侵入する先入観は、しばしば重大な影響を与える。筆者自身、三輪〔1985〕では、系列融資、資本系列の用語とともに侵入している昭和30年代に共通の前提であったヴィジョンの影響の大きさに驚かされた。

最後に、二つの点について簡単にふれておく。

第一点は、どうしてこの程度の内容と証拠しか持たない主張が速やかに、かつ広く受け入れられ、しかも永らえたのかということについてである。

この点に関する筆者の解釈は、今日においても根強いと思われるが、当時においては意識するしないに関わらず経済現象の解釈及びそれに関わる論争がマルクス経済学の圧倒的な影響下にあったためであるというものである（*）。

（*）例えば、「篠原／長洲理論」をめぐって、川口弘・篠原三代平・長洲一二・宮沢健一・伊東光晴の五氏が参加して作られた川口弘編〔1962〕の「あとがき」で川口弘は次のように述べており（214頁）、当時の議論、論争がきわめて広い共通の基盤の上で行なわれていたことを示唆している。

「資本集中機構成立の根拠を説明する一つの例として、筆者がマルクス派の

日本資本主義分析に言及したことから、この点についての篠原氏の回答は、どちらかといえば、自説がマル経的発想とは全く逆の順序で到達されたものであることを重点的に強調しておられるように思えるが、それは筆者も認めることもあり、むしろ、このように相異なる二つのアプローチが、期せずして、ほとんど同一の日本経済像に到達したという事実、並びにそれによって近経・マル経の討論の共通基盤が準備された点を高く評価さえするものである」。

また、小宮隆太郎〔1970〕は、冒頭の部分で「『現代資本主義』という問題にかんして、とくに日本では、マルクス主義というか、マルクス経済学というか、あるいはマルクス・レーニン主義というか、カール・マルクスを出発点とする思想体系の影響力が、依然として非常に大きい・・・これはマルクス主義の立場を、大体において肯定している人々についていえるだけではなく、マルクス主義の批判者についても、多かれ少なかれいえることである」（13頁）と述べている。

第二点は、「融資集中機構」に関する主張の信頼性に疑問があることは、これに関連して主張される「現象」に関する主張の信頼性にも疑問があることを示唆することである。「二重構造」「企業集団」などがその代表であろうが、これら、あるいは、これらと結びついて主張される「現象」、および、そこで用いられる用語、概念等についても慎重な再吟味が必要なことをこの論文の結果は示唆している。

【引用文献】

- 川口弘〔1965〕「中小企業への金融的『シワ寄せ』機構」館龍一郎・渡部経彦編
『経済成長と財政金融』岩波書店
- 川口弘〔1966〕『日本の金融——融資集中のメカニズム』日本評論社
- 川口弘〔1974-a〕「融資集中と銀行の過当競争」篠原三代平・馬場正雄編『現代
産業論2』日本経済新聞社
- 川口弘〔1974-b〕「新局面下の貸手借手の二重構造分析」『週刊東洋経済 臨時
増刊 金融政策』1974.2.8
- 川口弘〔1979〕『減速成長下の金融機関（上・下）』日本経済評論社
- 川口弘編〔1962〕『日本経済の基礎構造』春秋社
- 金融制度調査会〔1969〕『金融制度調査会資料 第2巻 長期金融制度』金融財
政事情研究会
- 金融制度調査会〔1970〕『金融制度調査会資料 別巻 金融制度調査会答申集』
金融財政事情研究会
- 小宮隆太郎〔1970〕「現代資本主義の展開」『エコノミスト』1970.11.10.
- 倉澤資成〔1978〕「中小企業金融における企業規模間格差について」『商工金融』
1978.1
- 蔵園進〔1960〕「中小企業金融」梶西光速・小林義雄・岩尾裕純・伊東岱吉編
『講座中小企業 第二巻 独占資本と中小企業』有斐閣
- Lev, B., [1974] Financial Statement Analysis: A New Approach, Prentice-
Hall Inc. 柴川林也・寺田徳訳『現代財務諸表分析』1978 東洋経
済新報社
- 宮崎義一〔1962〕「過当競争の論理と現実——系列支配機構の解明」『エコノミ
スト』別冊 1962年秋期号
- 宮沢健一・加藤寛孝〔1965〕「借手の二重構造」川口弘・川合一郎編『金融論講
座 5』有斐閣
- 三輪芳朗〔1985〕「メインバンクとその機能」中村隆英・西川俊作・香西泰編『
現代日本の経済システム』東京大学出版会

森田稔〔1960〕「中小企業の金融と財政」中小企業調査会『中小企業研究 第二
卷 中小企業の統計的分析』東洋経済新報社

佐藤芳雄〔1974〕「寡占体制と中小企業——新たな『二重構造』への問題視点
——」『商工金融』1974、7

篠原三代平〔1959〕「日本経済の二重構造」同編『産業構造』春秋社

篠原三代平〔1961〕『日本経済の成長と循環』創文社

Shinohara, M., [1968] 'A Survey of the Japanese Literature on Small Industry,
in Bert F. Hoselitz ed. The Role of Small Industry
in the Process of Economic Growth, MOUTON, The Hague

篠原三代平〔1976〕『産業構造論』筑摩書房

杉岡碩夫〔1965〕「過当競争のメカニズム——宮崎『ワンセット』理論への疑問
——」『エコノミスト』1965、2、23

高田博〔1980〕「戦後の日本経済と中小企業金融」『経済』1980、8

寺西重郎〔1974〕「融資集中と信用割当・信用制限」『週刊東洋経済 臨時増刊
金融政策』1974、2、8

寺西重郎〔1975〕「長期資金市場と短期資金市場」『季刊現代経済』17号

寺西重郎〔1982〕『日本の経済発展と金融』岩波書店

谷田庄三〔1980〕「現代日本の金融資本と銀行資本」『経済』1980、2

山下邦男〔1969〕「中小企業金融の特質と構造」小泉明・長澤惟恭『金融論の基
本問題』東洋経済新報社

山下邦男〔1985〕「中小企業と金融・財政・財務」中小企業事業団・中小企業研
究所編『日本の中小企業研究 第1巻 成果と課題』有斐閣